第七十二条の六十九の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十二条の六十九の二　第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十八第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第二項第一号中「及び第七十二条の八十の三」を削り、同条第六項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

第七十二条の八十の三の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）を「消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第十五条の二第一項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）」を加え、「特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の八十の四　消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の百十一第一項中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第七十三条の六第三項中「において適用する」を「の規定により適用する」に、「第九項」を「第十項」に、「同法第百四条第六項」を「土地区画整理法第百四条第七項」に、「土地区画整理法第百四条第七項」を「同条第八項」に、「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同条第五項中「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に、「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第七十三条の十四第一項中「限る。）」の下に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第七十三条の二十四第一項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ　建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

ロ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

ハ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二　市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

第七十三条の十四第八項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第九項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第七十三条の十五の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「住宅（」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第七十三条の三十七の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十三条の三十七の二　第七十三条の三十六第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七十四条の二十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十四条の二十八の二　第七十四条の二十七第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第九十五条の二　第九十四条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。